

私が最初に手に入れた古文書は六代將軍家宣の遺言状であった。古文書でも勉強しようかと思つて何も分からずに買ったものだが、調べてみると評定所宛の文章があるので評定所あたりで記録されたものようである。

徳川実紀(文昭院殿御実紀附録)に「公(家宣)既に大漸にのぞまれしとき、深く後々の事をおぼしはからせ給ひ、御遺言書数通を頒たしめる」とある。数通というのは四通であり、そのうちの三通がこれに記載されている。新井白石が代筆したのではないかと疑われているように、深く関っているとされているが、一方、実紀の編纂者の一人、成島司直が絶賛したように名文であるともされている。

その中で「在世の日短くして其志の遂げざる事、今に及びていふべき所を知らず」という文に私も何か共感するものがあり、古文書の勉強を今始めなくてはと思い立ったのであった。又この古文書には「呉越の人、舟を同じくして水を渡るに、その心を一つにして、その力を共にする舟は、風波の難をも渡るべし」と書かれているのだが、徳川実紀では「呉越」が「胡越」となっている。「呉越同舟」という諺の引用と思うのだが、果して家宣の遺言書は「胡越」であったのだろうか、実紀を疑つても今となつてはしようがないことである。

正徳二年被 仰出書

六代將軍徳川家宣

宝永六年(一七〇九年)、綱吉が亡くなり、四十八歳で第六代將軍に就任すると、悪評の高かった生類憐れみの令や酒税を廃止するなど、庶民からの人気と期待は高かった。柳沢吉保を免職し、甲府徳川家旧臣である間部詮房・新井白石らを登用して文治政治を推進し、荻原重秀に命じて財政改革を試みたが、在職三年後の正徳二年(一七二二年)十月十四日に死去した。

公方様御不例御養生不被為叶今曉被遊
堯御御家督
若君様御不例御養生不被為叶今曉被遊
御遺言之御書付
東照宮御不例御養生不被為叶今曉被遊

公方様御不例御養生不被為叶今曉被遊

堯御御家督

若君様江御相統之御事二候御幼年二被成御取

候間万端入念大切二可相勤旨被仰置候処御

遺言之御書付有之候間承知可被仕候

御遺言之御書付

不肖之身

東照宮之神統を承し方以来天下之政(事)

「公方様」とは將軍のことで、ここでは六代將軍家宣である。

「御不例」とは貴人の病氣に使う言葉である。「若君様」は家宣の子で七代將軍家継のことである。「東照宮」は徳川家康が神として祭られた名である。

常小沖使了嗣事候由て命は御後
是れ御後了りて志の遂ふ御事 今も老
若君様御不例御養生不被為叶今曉被遊
御遺言之御書付
東照宮御不例御養生不被為叶今曉被遊

常に神徳に嗣ん事を以て心とす然に

在世の日短して其志の遂さる事今に及て

いふへき所を志らす古より主幼く国危き代々を

見るに其代の人権を争ひ黨を立て其心相

和らがずして相疑ふによらざるはなし呉越の人

舟を同して水を渡るに其心を一つにして其

力を共にする舟は風波の難をものかる(渡る)へし況や

今世の人当家創業の後治平百年の間に相

生れ相長となる輩誰か 東照宮の神恩

(実紀編纂者である成島司直が文廟令に述べている。)

百年の今に至り。御書どもくりかえしよみ奉るに。御一身の為をば。露ばかりもかえりみ給はず。たゞ天下後世の事を。かゝる際まで思ひいたらせ給ひしは。いとありがたき御事にて。感涙せきとゞめがたゞこそ覚え侍れ。寛平の御遺誠。及び周の成王の顧命などをこそ。かしこきためしに伝ふる事なれ。武家の世となりて、かかる御遺命といふもの、いまだ聞も及ばぬ事にぞ。

徳川実紀

江戸時代の幕政を知る基本資料である。特に歴代将軍に関する事項は網羅されている。諡号を冠して、それぞれの将軍に関する記録を『東照宮御実紀』『台徳院殿御実紀』…と称する。『徳川実紀』というのはそれらをまとめた総称・通称である。

歴代将軍在任時の出来事を日付順にまとめた本編と、逸話を集めた附録からなっている。文化六年(一八〇九年)に起稿、嘉永二年(一八四九年)十二代徳川家慶に献じられた。編纂は成島司直(なるしまもとなお)ら。それぞれの記事の出典が記されているため、江戸時代を知る基本史料となっている。一次史料ではあるが、編纂の過程で落とされた記事もあるし、用語などを替えて叙述されている部分も多い。編纂のもとになったのは幕府右筆所で作成された日記「柳宮日次記(りゅうえいひなみき)」である。

遺言四通のうち「諸有志を誡め給ふもの」と「宝貨の事仰置かれしもの」もこの古文書に書かれている。この二つは遺言というよりは新井白石が次期將軍家継の後見人として文治政治を続けるため、意図的に家宣の名で今後の対応について書き残させた、とも思える内容である。事実、その疑いを白石にかけられていたようで、白石自身『折焚柴の記』で次のように弁明している。

(折焚柴の記の記述)

十月二十三日に及びて、過ぎにし九日に、老中に仰下されし金銀の事、世の人の議に問はしめ給ふ所のものを、施行せられたりける。此事はかくれさせ給ひし御あとに、某がつげ言してしるし出せしものの如くに、いひし人もありしとを聞えたる。十一日施行すべしとて、九日の日に仰を承り給ひしかば、老中の人々には、某がつげことならぬ事は、しり給ふめり。

老中に仰下されし金銀の事とはこの「宝貨の事仰置かれしもの」のことで徳川実紀には次のように記載がある。

(文昭院殿御実紀の記述)

正徳二年十月十八日(金銀改鑄遺命) 又御遺命とて。金銀改鑄の事老臣仰を伝ふ。其趣は

上古より我国にて金銀を生ぜし事少く。国材乏しかりしを。東照宮海内を一統し給ひし初より。天運ときいたり。神徳感応して天下の宝山一時に開け。金銀の生ずる数多く。国初よりいまだ聞かざる事なり。(以下省略)

宝貨の事仰置かれしもの(一)

被仰出之趣

東照宮御治世の初、慶長七年二及びて天運の時至り候故か神徳感じいだされ候故か天下之宝山一時に開け始めて金銀之生じ出事我
國之初より此かたいまだ其例を聞かずこれよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候の(外に)
上古以来我国ニ而金銀を生し候事其数無数
天下之財用とほしく候得し事共世の人伝知らざる
所にて候然るに

東照宮御治世の初、慶長七年二及びて天運の時至り候故か神徳感じいだされ候故か天下之宝山一時に開け始めて金銀之生じ出事我
國之初より此かたいまだ其例を聞かずこれよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候の(外に)
上古以来我国ニ而金銀を生し候事其数無数
天下之財用とほしく候得し事共世の人伝知らざる
所にて候然るに

文昭院殿御実紀と比較すると文章にやや違いがある。

東照宮定置し法のことくになし返さる
 べき御本意候間天下之貴賤よろしく此の御旨を
 存すべき由被仰出者也
 辰十月十一日
 丁卯十一日

おぬて八天下の人と共二其時を

御待合せ可有之候只いづれの道にも金銀之

事ハ我国万代迄之ために

東照宮定め置れし法のことくになし返さる

べき御本意候間天下之貴賤よろしく此の御旨を

存すべき由被仰出者也

辰十月十一日

確かに家宣生存中の十一日に発布されている。白石の弁明は理屈として合っている。しかし家宣がここまでのことを書き残すことがあったのか、白石の言葉としてみたほうが自然ではある。白石が深く関ったことは事実である。

文昭院殿御実紀の文面と比べてみる。この違いは何か、興味を引くところである。先の◇内は実紀の文、次に本古文書の文を並べてみた。本文書が原文とはいえないが比較すると実紀は編纂され要約されているようにみえる。実紀編纂時と百年の差があり実紀は当時の現代語訳とも言えるかもしれない。

◇上古より我国にて、金銀を生ぜし事少なく、◇

上古以来我国二而金銀を生し候事其数無数

◇国材乏しかりしを、◇

天下之財用とほしく候得し事共、世の人伝知らざる所にて候

◇東照宮海内を一統し給ひし初より、天運ときいたり、◇

然るに東照宮御治世の初メ慶長七年二及びて天運の時至り候故か

◇神徳感応して、天下の宝山一時に開け、◇

神徳感じいだされ候故か、天下之宝山一時に開け始めて

◇金銀の生ずる数多く、国初より未だ聞かざる事なり。◇

金銀之生じ出事、我国之初より此かたいまだ其例を聞かず

◇是より我国の財宝充足せしのみならず、◇

これよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候の外にあらず

◇海外よりもこれを求むる為に、来舶する国々の数多く、◇

我国の外よりも金銀を求むへきとな口、渡り来る国之其数多く

◇我国の資用ゆたかになりしは、◇

これによりて我国之資用もゆたかに事足り候而今日に至り候

◇またまた神徳のいたす所なり。◇

皆是東照宮之神恩にあらずと八申へからず

◇寛永の頃来舶を禁せられし国々多しと雖も、◇

寛永年中我国に渡り来候事を禁せられ候国の多しといへ共

〈今に至りて年々に渡り来る舟も少なからず。これをもて、今に至て年々ニ渡り来り候所も其数猶すくなからず候ヲ以

〈我國の金銀万国の宝にすべれたる事はしるべきなり。〉

我國の金銀万国之宝ニすべれ候事世の人又推シ知るべき所ニ而候

(以下実紀の記述のみ、本文書は資料編を参照)

然るに慶長よりこのかた、或は殊域に流れ入り、あるいは火災に焼うせ、或は神社、仏閣、衣服、器財のために費やすをもつて、この九十余年が間に、天下の金銀大半を減ぜし故、通貨むかしに及ばず。よりて元禄の頃改め造らせられ、その数を倍せられしかど、品格そのかみ定め置かせ給いし所に、大に及ばざれば、工商等新造の金銀をいやしめ、諸物の価ましかえて互市するをもて、物価は年々に貴く、金銀は年々に賤しく、終に上下の艱困に及べり。異邦にしても、古より宝貨のしな高下同じからず。中古よりは宝鈔とて、紙もて金銀にかえ、通貨する事、今に至れり。元禄よりこなたの金銀、たとえ其の品の下りたりとて、異国の宝鈔にくらぶべきに非ず。されば四民各その業を伝え、財用を相通する事、東照宮以来列朝の国恩による所を思はば、さのみ金銀をいやしめ、物価を貴くすべきにあらずとも、財を重んじ利を争うは工商の習いなれば、あながち罪すべきにあらず。ただひとえに其の習弊、今日の煩いとなりしと、今更是非を論ずるに及ぶべからず。すべてこれらの事、年ごろ詳らかにしろしめされしをもて、御継統の初めより、金銀の品を昔にかえし、諸物の価をも平均し、四民の煩いを除きたまわん御本志におわしけれど、凡そ物一たび破れ

たるのち、元の如くになし返されんは、いと難きとはりなる中にも、別て金銀をもとの如く復し給わんは、尤も行い難きゆえなり。然るを今ただちに元の如く復し給わば、通貨の員数俄に半ばを減ずべし。人々家財の半ばを失わむには、工商の利を賣る心は、改むべきにあらねば、物価を減じて、互市すべきにあらず。(以下省略)

通貨制度について 『徳川吉宗とその時代』辻達也著

通貨の改良・統一も緊縮財政の一端を担う重要な政策であった。五代將軍綱吉の時、元禄八（一六九五）年幕府は財政窮乏の対策として、勘定奉行荻原重秀の意見を容れて、家康以来の慶長金銀の質を悪くし、數量を増発した。それに伴って物価が騰貴し、新旧貨幣の交換も順調に進まなかったため、通貨制度も混乱した。

しかしその後も將軍以下の費沢な生活や物価騰貴、さらに元禄十六（一七〇三）年の江戸の大震災も加わって、せつかくの改鑄差益金（出目と称する）もなくなってしまうたので、銀貨の質をどんどん下落させていった。金貨の方は元禄金の評判があまりにも悪いので、その品位を改良したが、素材の金が足りないで形をほぼ半分にした乾字金を宝永七（一七一〇）年に発行した。こうして金貨は善悪大小三種、銀は善悪六種もの貨幣が混然と流通することになった。

新井白石は通貨混乱の悪影響を憂慮し、貨幣の品位復旧と統一に尽力し、六代將軍家宜の遺言の権威を背景に、正徳四（一七一四）年に慶長金銀と同一品位の正徳金銀発行を実現させた。

『新補倭年代皇紀繪章卷之七』（安永二年菊屋喜兵衛板）



正徳四甲午年十一月二
四ツ宝銀を吹改て
慶長の上銀にふき
かえはじまる
〇十二月三日より金銀
引替場所被仰付
新金銀引替始る

引替會所

家宣の死去から二年後の正徳四年、白石の筋書き通りに改鑄が進められた。後にも先にも品位を上げる改鑄はこの時だけであった。

文昭院殿御実紀九月五日に評定所。三奉行所に仰出されしは。と、もうひとつの御遺言書「諸有志を誡め給ふもの」が記されて
いるのがこれである。

諸有志を誡め給ふもの(一)

評定所向くは被 仰出候

御書付

一寛永以後御 代々被 仰出候評定所法式
評定衆面々卯半刻より會合候而申ノ刻退出シ其日ニ
決し難き事候ハ翌日再言して猶又決断ニ
及ひ難き事は老中に申言すへきよしに候
近年以来公事訴訟其数多成り来り候処ニ
評定之面々事に馴し功を積ミ裁断之次第
滞所もなく候故言合之間もなく退出候様に

評定所面々江被 仰出候

御書付

一寛永以後御 代々被 仰出候評定所法式

評定衆面々卯半刻より會合候而申ノ刻退出シ其日ニ

決し難き事候ハ翌日再言して猶又決断ニ

及ひ難き事は老中に申言すへきよしに候

近年以来公事訴訟其数多成り来り候処ニ

評定之面々事に馴し功を積ミ裁断之次第

滞所もなく候故言合之間もなく退出候様に

諸有志を誡め給ふもの(二)

初定日若事申し去入候に任て之を
盡くし候事にて裁断不申し候を以て不
可成事
此 御書付事

一評定所并諸奉行所において沙汰の次第
其證状を抛として道理の有所をは推シ尋ね
ずして其本旨を捨て枝葉の事をば穿鑿
候由風聞候證状之ときハ其抛とすへき事
勿論ニ候といへともすへて公儀の證にも引用い
へきものに大法にも背け候事はしかさらむ

相聞へ候若毎時其大法に任て其道理を
盡クに及ずして裁断に至り候ハ尤以不可然事
被 思召候事

一評定所并諸奉行所において沙汰の次第

其證状を抛として道理の有所をは推シ尋ね

ずして其本旨を捨て枝葉の事をば穿鑿

候由風聞候證状之ときハ其抛とすへき事

勿論ニ候といへともすへて公儀の證にも引用い

へきものに大法にも背け候事はしかさらむ

可也又事の未なる所につきて其本旨を
 知るへき事勿論に候といへ共枝葉の事を論
 して他事にわたらは其本旨を失ふ事あるへし
 然らば必す其證をも拠とし難く其末をも遂げ
 難し然中端他等の事古来多ハ評定所
 にて會議之上を以て事決し候処に近年之例
 御代官所に申付検使を以て裁断し候故に
 不可然事共在之由相聞候すべて此等の類
 諸事に付て其心得可有之事に被仰候事

正徳期の評定所

『徳川吉宗とその時代』辻達也著

元禄・正徳期の幕府の司法運営はすっかりゆるみきつていて、さながらこれに続く享保期の引き立て役の如くであった。その模様は正徳二(一七一一)年九月に評定所に発せられた訓令によつてうかがえる。

一 評定所は卯半刻(午前七時)より会合し、申之刻(午後四時)退出するのが寛永以来の法式であるが、近年公事訴訟数も増加しているのに、集まると聞もなく退出する。

一 評定所・奉行所における審理は枝葉末節の事ばかり問題としている。また近年重罪人を助けておいて「目明し」などと名付け、犯罪の捜査にあたらせているという。奉行がこういう者の力を借りて天下の政治を取り行うことは、はなはだよろしくない。

一 評定所において、近年は十分審理もせず、最初の発言者の意見にまかせているという。多数集まっても評定にはならない。

一 近年審理が遅延し、遠方からの出訴者は長い年月江戸に滞留を余儀なくされている。それでは軽賤の者は費用の負担多大である。

一 訴訟において、権勢にゆかりのある者や、賄賂を出した者が勝訴するという。

こういう訓令にもかかわらず、あまり改善はみられなかったらしい。室鳩巢の書簡によると、評定所の面々は八つ頃(午後二時)には仕事をやめ、その後は定刻まで役所にぶらぶらしている。そうして「筑後殿(新井白石)のお蔭で暮方までいなければならぬ」と、この訓令の発案者である新井白石の悪口をいっていったという。

評定所

寛永十二年(一六三五)十一月始めて江戸幕府は寛永十二年十一月十日評定所の制を定め、十二月二日その掌務の規則を令違し、「これを「懸看板」といった。老中の月番を定め、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守(忠勝)、松平伊豆守(信綱)、阿部豊後守(忠秋)、堀田加賀守(正盛)五人にて月番を立て、諸大名の訴訟御用向を言上すべしと命じた。十一月九日初めて寺社奉行を置き、安藤右京亮重長、松平出雲守勝隆、堀市正利重を任命した。

評定所の事務即ち今日の民法、刑法の裁判事務は寺社奉行、勘定奉行、町奉行がこれを扱い合議決定する。これを「評定所一座」と称した。寺社奉行、勘定奉行、町奉行の三奉行が立会い裁判するのを「三手掛」、さらに大目付、目付が加わるのを「五手掛」といった。勘定奉行には公事方勘定奉行と勝手方勘定奉行があり、評定所に出務するのは公事方勘定奉行である。

江戸幕府は慶長八年(一六〇三)大久保石見守長安を財政会計の職につけたが、当時は勘定奉行という名称はなかった。ついで寛永十九年(一六四二)三月初めて「勘定頭」という職名を設け、伊丹喜之助成勝をこれに任じた。勘定奉行の名称は元禄年間に至って生まれたものである。そして、八代吉宗の享保六年(一七二二)閏七月、公事方と勝手方とを分けた。公事方勘定奉行は幕府直轄領の訴訟を扱い、勝手方勘定奉行は収税、徭役、金銭米穀の出納、禄米の支給、旗本の采地分割等幕府の出入費のすべてを取扱った。定員はいずれも二名ずつで、これが一年で交替し合った

評定所は初め大老酒井雅楽頭の役宅を使用していたが、明暦三年(一六五七)の江戸大火に、酒井雅楽頭忠清の屋敷も類焼したので、仮に辰之口の伝奏屋敷の一部を利用することとした。

ところが毎年二月・三月には勅使・院使の下向があり、伝奏屋敷を評定所として使用できなくなるので、寛文元年(一六六一)八月、伝奏屋敷の北西に隣接して別に評定所を建てた。



江戸図鑑綱目 元禄二年 相模屋太兵衛版

八代吉宗の時代に整理された江戸時代の刑法典に「公事方御定書」下巻律の部があり、これに拠って執務が行われた、百三箇条から成るところから、俗に「御定書百箇条」という。寄合は式日、立会、内寄合があり、それぞれ月に三日行われた。

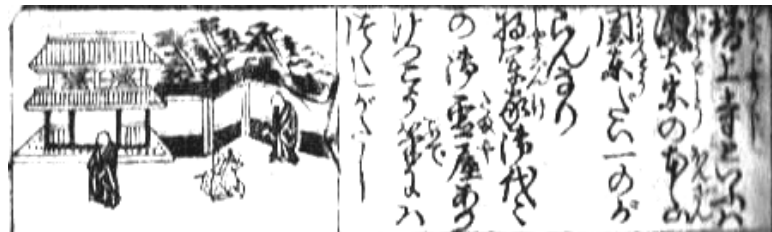
文昭院殿御実紀にはさらにもう一通の遺言、この古文書には収められていないが。「老臣等に下さるるもの一通」を記しているので実紀の一部を掲載する。これは極身近の人々へ伝えられたものである。

吾世を去らば、増上寺に葬るべし。近代の祖、各上野に葬て、増上寺は逐口詣る人も多からず。然る時は百年に及び、台徳院殿忌日を忘る人も多かるべし。且は台徳院殿を軽んじ奉る基ひなり。爰をおもふ故に、吾此度命終らば、増上寺に葬せよと言葉を残す。吾心底を量て、鍋松ますます祖を軽んぜざる事を、よくよく心を付をしへん事を思ふなり。古より主重からざれば威あらざる事、人のしる所也。況や主幼き時は、威重からず。故に都て臣の威とこしなえにして、軽からざるものなり。臣たるもの幼主に教へんに、祖を厚く崇敬する事を、第一にすべし。 (以下省略)

台徳院は二代秀忠である。上野は東叡山寛永寺で四代、五代将軍はここに葬られている。家康と三代家光は日光山である。台徳院を忘れ去られていることを悲観して自分は台徳院と同じ増上寺に葬ってほしいと言っている。先代の五代綱吉を嫌っているとも取れるが考え過ぎであろうか。

増上寺 (家宣の菩提寺)

『御江戸名所方角書』(寛政五年再板西村至与八板)より



増上寺といふ八
浄土宗の本山
関東だい一のが
らんなり
将軍家御代々
の御霊屋あり
けっこう筆にハ
つくしがたし

当時は壮大な伽藍を有した寺であった。

考察（一）

なぜ貨幣の改鑄を行ったのか、歴史の評価はかなり厳しい。確かに現代の政治経済の理論に照らし合わせば、合理性のない政策であったかも知れない。しかし当時の政治経済の考え方を理解しなければ本当の評価はできない。ここに家宣の考え方を理解するための一例をあげてみる

「文昭院殿御実紀附録巻上」

前朝の時公費莫大にして。御継統のはじめ国用支がたきにより。老臣等前朝の如く金銀改鑄を命ぜらばしかるべしと申上しに。金銀はもとよりその品をよくこそすべけれ。員増むとて。しなあしくはすまじとの仰なり。老臣等重て。前朝に改鑄ありしゆへ。非常の大震ありて。城壁の破壊せし御修理もとごこふらずとのひぬ。当今もし明日にも。いかなる変あるべきもはかりがたし。さる時は何をもてその備にはせらるべき。とにかく今の急務。改鑄にしくはあらじと申あげしかば。左まで思ひいり申所神妙に思召も。まづ前朝に改鑄し給ひしをもて。震災の備なりしといふは。一往は道理にも聞しめせども。さりながら改鑄等の弊政を行はれずば。又かゝる天災もあるまじとおぼしめせば。左様の義ならで。將軍宣下等の公用たるべき手立あるべし。もしその上天地の災変いできなば。御一身をもて。天下の責をうけさせ給ふべしと仰られしかば。此時の老臣小笠原佐渡守長重は。御身もて天下の責に任じたまふといふ盛慮のかたじけなきをかしくみて。しきりに泣涕し。秋元但馬守喬知は。ありがたき仰を承りぬとて。御前を退きしとぞ。

（折焚柴、兼山麗澤秘策）

これは家宣の性格を的確に表している。財政が逼迫しているので以前同様貨幣の改鑄を行うようにとの老臣の進言に対し、「金銀はもとよりその品をよくこそすべけれ。員（かず）増さむとて。品悪しくはすまじ」、さらに地震の備えのためにと進言すれば「まづ前朝に改鑄し給いしをもて。震災の備えなりしといふは。一往は道理にも聞しめせども。さりながら改鑄等の弊政を行はれずば。又かゝる天災もあるまじ」、前の貨幣改鑄は弊政であり、善政を行っていれば過日の震災も無かったのではないか、と言っている。すなわち天変地異も為政者の善悪に影響するという儒教思想を示すもので、弊政のために天地の災変がおきるので、善政を行うことが先である。「もしその上天地の災変出で来なば。御一身をもて。天下の責を受けさせ給ふべし」と責任は全て自分自身にあるとまで言っている。

また大恩を受けている家康公が決めた貨幣の質に戻すことが最良との判断を行っている。社会科学的根拠が無かった時代の単純明快な思想である。

考察(二)

この古文書と徳川実紀と比較してみた結果、明らかに違いがあり、実紀とは違う文書を書き写したものである。原典が何かという問題になるが、実紀と内容は同じだが語彙の使い方が違う。また語彙の数が実紀より多いという点で、実紀以前の作成当時に近いものという想定はできる。いくつもの典拠がある訳でもないのに、実紀もこれと同じものを典拠にしているのではないだろうか。実際に原典があれば比較できるが、私のレベルでは調査の方法がない。

出所不明の古文書だが専門家であれば書風や言葉遣いである程度鑑定はできるかもしれない。これ以上は別の機会を待つことにしたい。